

Hand ^{ハンド} in ^{イン} Hand ^{ハンド} 21



名取市
男女共同参画計画





Hand in Hand 21

21世紀は、ジェンダーによる固定的な役割分担意識やそれを反映した社会慣行は改めなければなりません。

男女が手をたずさえ協力し合ってはじめて、
男性も女性も一人ひとりが個人として尊重され、
自分らしく生きることができる社会が実現すると考え、
「ハンドインハンド21」と名付けました。

～市民からの公募による～





名取市男女共同参画計画 「Hand in Hand 21」の 策定にあたって

21世紀の扉が開かれた今、私たちを取り巻く社会情勢は、少子・高齢化や情報化、国際化の急速な進展などにより、大きな変革期を迎えています。

このような変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性と男性が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっております。

本市では平成13年3月、「名取市女性生き生きプラン策定懇談会」より男女共同参画社会に向けた提言書を受けました。この提言書を踏まえ、これからの社会の変化に対応できるよう「名取市男女共同参画計画・Hand in Hand 21」を策定いたしました。

この計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、取り組むべき施策を総合的に推進していくための行動計画です。

今後は、この計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後にこの計画の策定にあたり、提言をいただきました名取市女性生き生きプラン策定懇談会の委員の皆様及び貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の方々に、心から御礼申し上げます。

平成14年3月

名取市長 石川 次 夫

目次

第1章 計画の基本的な考え方

| | |
|--------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 4 |
| 2 計画策定の背景と経緯 | 5 |
| 3 計画の性格と役割 | 7 |
| 4 計画の期間 | 7 |

第2章 計画の内容

| | |
|------------------------|----|
| 1 基本理念 | 8 |
| 2 基本目標 | 9 |
| 3 男女共同参画社会実現のための各主体の役割 | 10 |
| 4 施策の体系 | 11 |

第3章 計画の推進

| | |
|-----------------|----|
| 1 推進体制の確立 | 12 |
| 2 進行管理と施策の積極的展開 | 13 |

第4章 基本課題と推進施策

| | |
|---------------------|----|
| 1 男女共同参画社会に向けた意識改革 | 14 |
| 2 男女が尊重し合える社会の実現 | 20 |
| 3 政策・方針決定の場への女性の参画 | 25 |
| 4 家庭生活における男女共同参画の促進 | 30 |
| 5 地域における男女共同参画の促進 | 35 |
| 6 就業における男女共同参画の促進 | 41 |

資料

| |
|--------------------------|
| 1 名取市女性生き生きプラン策定懇談会設置要綱 |
| 2 名取市女性生き生きプラン策定懇談会委員名簿 |
| 3 名取市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱 |
| 4 宮城県男女共同参画推進条例 |
| 5 女性行政のあゆみ |
| 6 男女共同参画に関する用語 |



計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

この半世紀余りの間に、我が国では、国際社会の影響を受けながら、男女平等の実現に向けて様々な法制度が整備されてきました。その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進しました。

しかし現実には、長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識とそれにもとづく社会的な慣習、行動様式などが私たちの生活の中に深く浸透しています。このことは、女性の人間としての尊厳や基本的人権を侵害し、自立や自己実現を妨げる要因となっているだけでなく、男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での障害になっています。したがってこれは、社会に生きるすべての人々の問題であると言えます。

それぞれがより質の高い豊かな生活を実現するためにも、そして、社会的・経済的環境の変化による様々な問題に対して新たな解決の道を開くためにも、女性も男性も、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなくあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる社会、「※男女共同参画社会」を創ることが求められています。

名取市では、まちづくりの基本理念に「元気な都市・名取」を掲げていますが、それを実現するためにも、男女共同参画社会の形成は不可欠であると言えます。

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、それに向けての取り組みを総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

Keyword ①

※男女共同参画社会：女性も男性も、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなくあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる社会。

※イコール・パートナーシップ：男女が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、お互いが支え合い、権利も責任も分かち合える関係。

2 計画策定の背景と経緯

1. 国際的な動き

国際連合は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上をめざし、世界的規模で行動してきました。同年に開催された「国際婦人年世界会議」では、「世界行動計画」が採択されました。

また、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年の10年間を「国連婦人の十年」とし、世界各国に計画の推進を呼びかけました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が国連総会で採択され、翌年の「国連婦人の十年中間年世界会議」において署名式が行われました。

1985（昭和60）年の「国連婦人の十年最終年世界会議」では、西暦2000年に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995（平成7）年には、「*第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」及び2000年までに世界が取り組むべき行動の指針となる「行動綱領」が採択されました。

そして、2000（平成12）年には、国連特別総会「*女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と今後の具体策を盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2. 国内の動き

こうした国際的な流れの中で、国内では、1975（昭和50）年に婦人問題企画推進本部を設置し、1977（昭和52）年には、向こう10年間の女性施策の指針となる「国内行動計画」を策定しました。

この間、男女雇用機会均等法の制定をはじめとする男女平等に関する法律・制度面の整備を進め、1985（昭和60）年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1987（昭和62）年には、男女共同参加型社会の形成を総合目標とする「西暦2000年に向けての新国内行動計画（新国内行動計画）」を策定しました。1991（平成3）年にはこの計画が見直され、総合目標が「男女共同参加」から「男女共同参画」へと改められています。

1996（平成8）年には、前年に開催された第4回世界女性会議での北京宣言及び行動綱領、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀を目標とした施策の方向性が示されました。

1999（平成11）年には、男女共同参画社会についての基本理念を明らかにし、将来に向かって取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「*男女共同参画社会基本法」が成立しました。

さらに2000（平成12）年には、男女共同参画社会基本法にもとづく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

3. 宮城県の動き

宮城県においては、1976（昭和51）年、女性行政の窓口を生活環境部県民課に設置し、女性にかかわる施策の調整を図るとともに、1980（昭和55）年、女性行政関係課で構成する「婦人関係行政推進庁内連絡会議」を設置しました。1981（昭和56）年には、担当課を「婦人青少年課」と改め、さらに「宮城県婦人問題懇談会」を設置しました。1983（昭和58）年、懇談会からの「婦人の地位向上、能力開花、社会参加と新しい家庭の創造」をめざす提言を受け、1984（昭和59）年、長期展望に立った女性施策「みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—」を策定しました。さらにこの成果を踏まえ、1990（平成2）年、「みやぎ婦人施策推進基本計画—男女共同参加型社会の形成をめざして—」を策定しました。

1996（平成8）年に設定した「宮城県男女共同参画推進委員会」に「宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進施策並びに宮城県女性行動計画について」諮問し、1998（平成10）年に答申を受けて、21世紀に向けた男女共同参画社会の実現をめざす「みやぎ男女共同参画推進プラン」を策定しました。

2001（平成13）年、男女共同参画社会の実現をめざして「宮城県男女共同参画推進条例」を制定しました。

4. 名取市の取り組み

名取市においては、1997（平成9）年4月、教育委員会生涯学習課に「女性青少年室」を設置し、同年11月には「名取市女性生き生きプラン策定懇談会」が発足しました。

1999（平成11）年9月には、名取市の実態を的確に把握するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、名取市地域婦人団体連絡協議会や各団体の女性部と連携し、各種事業や行事等に女性の積極的な参加を求め、男女平等意識の高揚に努めてきました。

2001（平成13）年3月、名取市女性生き生きプラン策定懇談会がこれまでの名取市の実態や意識調査等を参考にしながら、男女がお互いによきパートナーとしてあらゆる分野に参画する「男女共同参画に向けた提言書」をとりまとめました。

Keyword e

※第4回世界女性会議(P5)：1995年9月に北京で開催された世界女性会議。これまでの女性会議の3つのテーマ、平等・開発・平和のスローガンに“アクション・フォー”という言葉が加わり、結果の平等をめざすための行動をどう起こすかが焦点となった。キーワードは女性のエンパワーメントと男女のパートナーシップ。「女性に対する暴力」は過去3回の女性会議になかったもので、北京会議で大きく取り上げられた。

※女性2000年会議(P5)：21世紀に向けての男女平等・開発・平和（Women2000：gender equality, development and peace for the twenty-first century）が、6月5日から9日までニューヨークの国連本部で開かれた。この会議はこれまで開催された4回の女性会議とは位置づけが異なり、国連特別総会として行われた。そのためNGOフォーラムは開催されず、代わりにNGOオルタナティブ・レポートを作成して、NGOの意見を2000年会議に反映させた。

※男女共同参画社会基本法（P5）：男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を定め、国や地方公共団体、国民のそれぞれの責務を明らかにしている。

3 計画の性格と役割

この計画は、男女共同参画社会への世界的な動向や、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画」(国)、「みやぎ男女共同参画推進プラン」との整合性を図りながら、「名取市第四次長期総合計画」の基本理念である「元気な都市・名取」の実現に向けて推進する部門計画として位置づけます。「男女共同参画に関する市民意識調査」結果、名取市女性生き生きプラン策定懇談会による「男女共同参画に向けた提言書」等を踏まえてとりまとめています。

そしてこの計画は、以下のような役割を担います。

- ①名取市における男女共同参画に関する行政を、長期的、総合的かつ計画的に推進する際の指針となるものです。
- ②市民、職場、地域社会等が一体となって、名取市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。
- ③市の枠を超えた、国や県等の関係機関に対しては、市として求めていく要請や調整、連携・協力の手がかりとなるものです。

4 計画の期間

この計画は、名取市第四次長期総合計画との整合性を図るため、平成14年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする9か年計画とします。なお、社会環境の変化などに的確に対応するため、中間年度に計画前半の進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



計画の内容

1 基本理念

基本理念とは、男女共同参画社会推進における基本となる考え方を示すものであり、名取市にかかるすべての人々が共有する規範となるものです。

名取市は今、男女共同参画社会への本格的な取り組みのスタートをきったところです。

歴史や文化にもとづく地域特性を尊重しつつ、一人ひとりが固定的な意識や慣習を問い直すところから一歩ずつ前進し、名取市にかかるすべての人々が男女共同参画社会の実現に向けてともに取り組んでいかなければなりません。

そこで、名取市における男女共同参画社会の基本理念を、以下のように掲げます。

女と男、互いに認め、ともに輝きともに創る

これにもとづき、それぞれの取り組みを進めていきます。



2 基本目標

基本理念にもとづきそれぞれの取り組みを進めていく上での基本目標を以下のように設定しました。

〔基本目標1〕 男女共同参画社会に向けた意識改革

「女だから」「男だから」といった、固定的な性別役割分担意識やジェンダーにもとづく偏見は、家庭や職場、地域などあらゆるところに根強く残っています。一人ひとりが日常生活を見直し、固定観念に気づき、男女共同参画意識を形成できるよう、啓発や情報提供、学習・教育機会などの充実を図ります。

〔基本目標2〕 男女が尊重し合える社会の実現

女性の尊厳を傷つけ人権を侵害する暴力は、被害女性に深刻な影響を与えるものであり、男女共同参画社会を形成していく上での大きな障壁です。このため、女性へのあらゆる暴力を許さない環境づくりを進めます。また、女性が生涯を通じて、自らの身体と性について自己決定する権利が保障されるよう、環境づくりを進めます。

〔基本目標3〕 政策・方針決定の場への女性の参画

男女共同参画社会においては、公的・私的を問わずあらゆる分野の活動の政策・方針を決定する際に男性、女性双方の意思を反映させることが根幹となりますが、実現には程遠い状況にあります。このため、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。また、女性が自らの能力を向上させ、社会においてゆるぎない地位を確立できるよう支援します。

〔基本目標4〕 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における役割のほとんどは女性が担っているのが現状です。特に男性の家庭生活への参画を促し、男女がともに家庭責任を担い、他の活動とのバランスのとれた生活を送ることができる生活環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減し、社会的に支えるための条件整備を進めます。

〔基本目標5〕 地域における男女共同参画の促進

地域社会活動においても男女共同参画が進んでいるとは言えない状況にあります。このため、地域社会活動のこれまでのあり方を見直し、男女がともに地域社会活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。また、高齢者等が安心・安全な生活を送れるよう地域社会全体での支援を進めるとともに、積極的に社会参画できる環境づくりを進めます。

〔基本目標6〕 就業における男女共同参画の促進

就労における実質的な男女平等は、男女が同等な機会と条件が与えられて初めて実現するものですが、格差は依然として残っています。このため、労働条件の整備を進めるとともに、女性の職業能力の開発や多様な働き方への支援を進めます。また、男女がともに仕事と家庭や地域における活動とをバランスよく担えるような働きやすい環境づくりを進めます。

3 男女共同参画社会実現のための各主体の役割

この計画を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、個人、家庭、事業者等の地域を構成するあらゆる主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図っていくことが、大前提となります。

【市民の役割】

- 一人ひとりが、男女共同参画社会の基本理念を理解し、身近な生活の中で、男女共同参画意識を高めていくこと。
- 女性も男性も、家庭的責任を共有し、就業や地域活動においても権利と責任を分かち合い、様々な活動に積極的に参画すること。
- 男女共同参画の形成に向けた取り組みに対して、積極的に参画すること。

【事業者の役割】

- 地域社会の一員として、法制度の趣旨にのっとり、事業活動の中において男女共同参画を積極的に推進すること。
- 男女共同参画の形成に向けた取り組みに対して、積極的に参画すること。

【行政の役割】

- 市民、事業者、国や県、関係機関と十分な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。
- 市民や事業者に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図ること。
- 地域において模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進すること。



4 施策の体系

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|----------------------------|---------------------------|--|
| 1 男女共同参画社会に向けた意識改革 | 1. 男女共同参画を確立するための意識づくり | ①男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供 |
| | 2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進 | ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進 |
| 2 女性が尊重し合える社会の実現 | 1. 女性に対する暴力の根絶 | ①女性に対する暴力を根絶するための環境づくり ②被害者への支援体制の整備 ③メディアにおける人権侵害の防止 |
| | 2. 女性の生涯にわたる健康保持のための環境づくり | ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透 ②心身の健康保持のための環境整備 |
| 3 政策・方針決定の場への女性の参画 | 1. 政策・方針決定の場への女性の参画 | ①審議会等への女性の登用促進 ②企業や団体等における女性の登用促進 ③市における女性職員の登用促進 |
| | 2. 女性のエンパワーメントの促進 | ①人材育成と情報の提供 ②団体等の活動支援 ③男女共同参画推進の拠点となる機関の設置 |
| 4 家庭生活における男女共同参画の促進 | 1. 男女がともに家庭責任を担える環境づくり | ①家庭生活への共同参画の促進 |
| | 2. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり | ①子育て環境の整備 ②子育て支援体制の整備 |
| | 3. 介護を社会的に支える環境づくり | ①介護サービスの充実 ②介護サービス提供体制の整備 |
| 5 地域における男女共同参画の促進 | 1. 男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり | ①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の推進 ②地域社会活動に関する情報提供 ③人材育成と地域社会活動への支援 |
| | 2. あらゆる人の社会参画の促進 | ①高齢者等に対する福祉の充実 ②高齢者等の社会参画の促進 |
| | 3. 国際交流の推進 | ①国際交流活動の推進 ②国際的な女性問題の理解促進 |
| 6 就業における男女共同参画の促進 | 1. 男女がともに働きやすい環境作り | ①女性の就労条件整備 ②仕事と家庭生活等の両立支援 |
| | 2. 多様な労働形態の条件整備 | ①多様な労働形態の条件整備 ②就業や再就職、起業に対する支援 |



計画の推進

1 推進体制の確立

□男女共同参画施策を総合的に展開していくため、男女共同参画行政を専門に担当する部署の設置を検討します。男女共同参画施策推進の中核組織となるものです。

□本計画を総合的かつ効果的に推進するため、「男女共同参画計画策定検討委員会」を母体とする「男女共同参画推進本部（仮称）」を設置し、これを中心に各課間の調整・連携を図りながら、全庁的に取り組みます。

□地域が一体となった男女共同参画社会への取り組みにつなげるため、「名取市女性生き生きプラン策定懇談会」を母体とする「男女共同参画推進委員会（仮称）」を設置し、これを中心に各主体間の連携を図ります。

□学習機会、情報提供、啓発活動、相談体制等の充実など、男女共同参画を推進するための拠点となる機関の設置を検討します。

□国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化を図ります。

2 進行管理と施策の積極的展開

□計画の実効性を確保するために、女性青少年室が中心となって計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。また関係機関と連携を図り、各主体の取り組み状況の把握に努めます。

□名取市で策定する各種の計画に、男女共同参画社会の実現に関する施策を適切に位置づけ、市の行政全体を通じた男女共同参画社会の実現の促進に努めます。





基本課題と推進施策

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識改革

「女だから」「男だから」といった、固定的な性別役割分担意識や*ジェンダーにもとづく偏見は、家庭や職場、地域などあらゆるところに根強く残っています。一人ひとりが日常生活を見直し、固定観念に気づき、男女共同参画意識を形成できるよう、啓発や情報提供、学習・教育機会などの充実を図ります。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|----------------------|-----------------------|--|
| 意識改革 男女共同参画社会に向けた | 1.男女共同参画を確立するための意識づくり | ①男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供 |
| | 2.男女共同参画の視点に立った教育の推進 | ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進 ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進 ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進 |

基本課題1. 男女共同参画を確立するための意識づくり

[現状と課題]

私たちの日常生活において、無意識のうちに性別役割分担を当然のこととしてとらえられているものが少なくありません。

「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下、「意識調査」)では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に関して、否定層が半数を占めるものの、肯定層が1割強、否定しきれていないとみなされる層が約3割存在し、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。一方、「男らしく」「女らしく」ということについては、6割以上の方が大事だと思っており、「男らしさ」「女らしさ」とらわれた固定観念が存在することは否定できません。

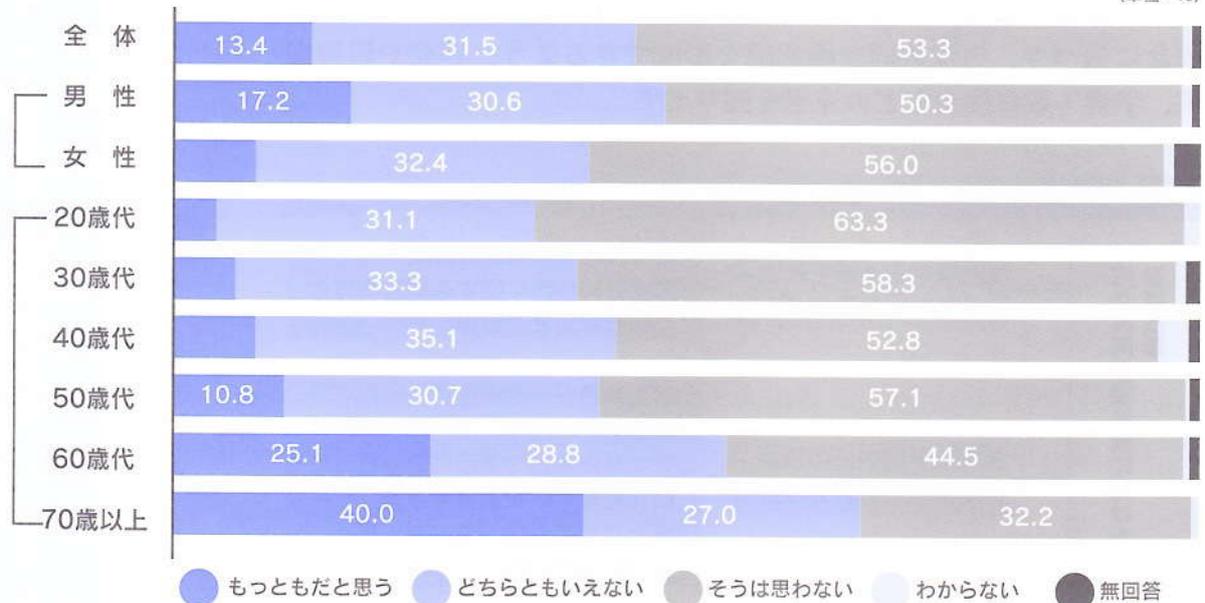
こうした性別役割分担意識や固定観念を払拭し、「男だから」「女だから」という理由だけで様々な選択を狭められることがないようにしていくためには、「セックス (Sex) = 生物学上の概念」と「ジェンダー (Gender) = 社会的・文化的・歴史的につくられた概念」の違いを十分に理解し、これまでの生活文化や慣行を見直していく必要があります。

第4章

名取市ではこれまで、「翔け！女性のつどい」（平成12年度まで）、「翔け！名取の女と男」、「女と男いきいきライフ講座」や各公民館主催女性セミナーなどを開催し、意識啓発に努めてきましたが、市民一人ひとりの意識改革はこの計画推進の核であり、かつ、最も時間のかかることから、幅広い施策の継続的な展開が必要です。

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

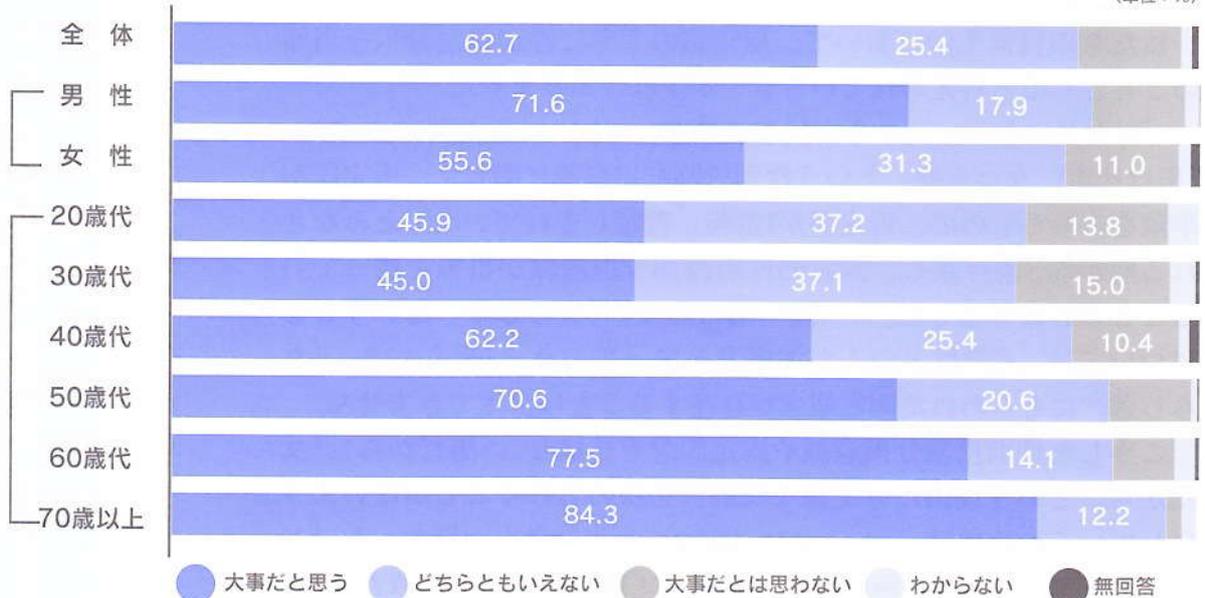
(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

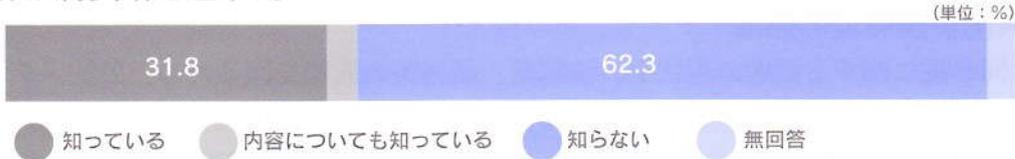
Q. 「男らしく」「女らしく」ということについて

(単位：%)



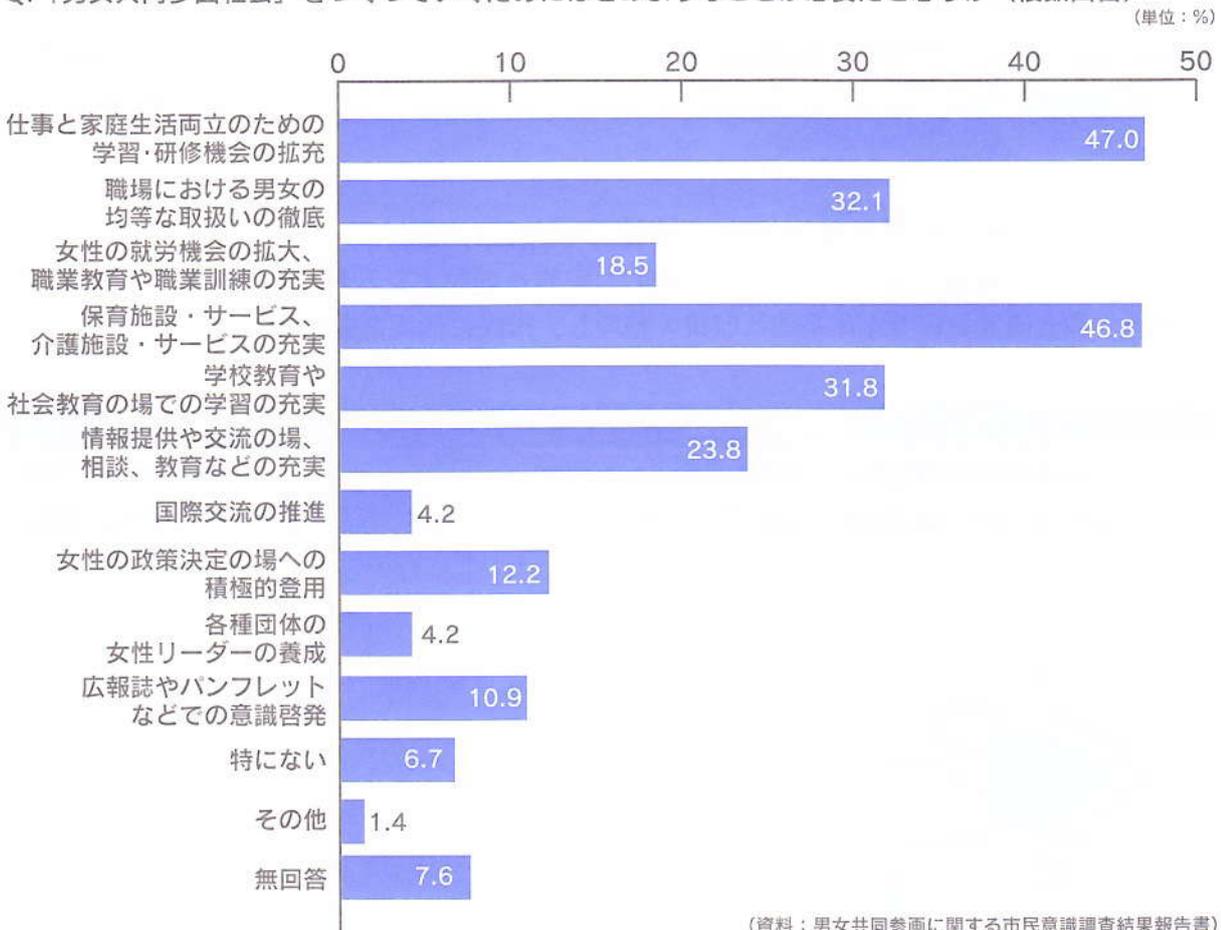
(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Q. 「男女共同参画社会基本法」について



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Q. 「男女共同参画社会」をつくっていくためにはどのようなことが必要だと思うか (複数回答)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Keyword ③

※ジェンダー (P14)：男らしさ、女らしさのように社会的・文化的・歴史的に形成された性別のこと。生物学的な性別 (Sex) と区別して用いられる。

【施策の方向】

①男女共同参画意識の醸成

男女共同参画に関する問題の現状や、法制度、諸施策の周知を図るため、公的メディアを活用した継続的な広報活動や学習機会の充実に努めます。また、市民生活に直接関わる行政職員として男女共同参画への理解を一層深めるため、職員研修の充実強化に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------------------------------|------------|
| (1)「広報なとり」「公民館だより」等、市の広報メディアを通じた啓発 | 各 課 |
| (2)男女共同参画広報紙の発刊 | 生涯学習課 |
| (3)各種講座、講演会、研修会などの学習機会の拡充 | 生涯学習課・関係各課 |
| (4)庁内職員研修の実施 | 総 務 課 |

②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

意識調査や各種統計調査を定期的実施し、実態を把握するとともに、関係する図書、行政資料、調査研究資料等を体系的に収集・整理し、市民に情報を提供していきます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|--------------------------------|-------|
| (1)男女共同参画に関する意識調査や統計調査等の定期的な実施 | 生涯学習課 |
| (2)男女共同参画に関する資料の収集と提供 | 生涯学習課 |



基本課題2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

男女共同参画意識の醸成においては、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野での教育・学習が極めて大きな役割を担います。

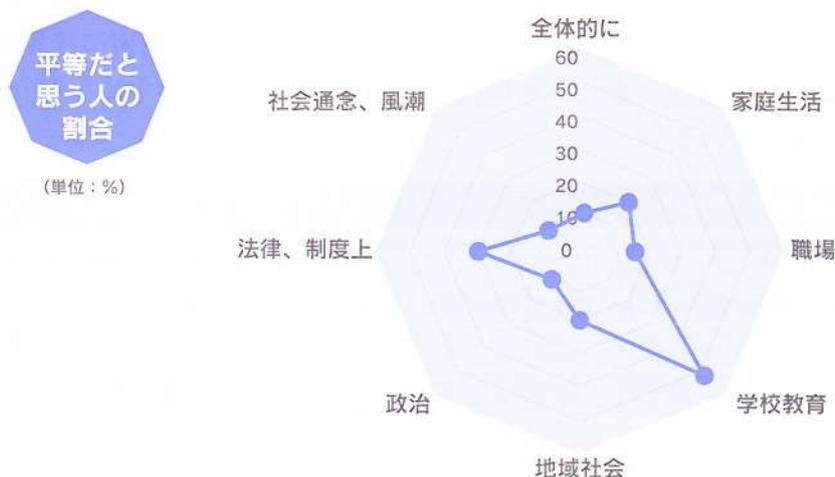
男女平等意識は乳幼児期から少しずつ育まれていくため、家庭における子育てのあり方は大きな影響を及ぼします。「男の子であること」「女の子であること」が子どもの可能性や個性の発揮の障害にならないよう、男女平等意識を育てるための家庭教育を充実する必要があります。両親をはじめ家族はもとより地域においても、子どもの成長に関わるすべての人の配慮が求められます。

「意識調査」では、学校教育の場において男女平等が実現していると思う人が5割強と、他の分野に比べて高くなってはいますが、家庭教育とともに、人格形成期における学校教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、慣行として、あるいは無意識のうちに行われていた性別による児童・生徒への接し方などを意識的に見直し、積極的に男女平等教育を推進していく必要があります。

そして、市民の主体的なコミュニティ活動や生涯学習活動を通じて、男女共同参画についての学習機会を充実していくことも重要です。また、生涯学習に対する人々の意識は高まりをみせており、このような人々のニーズに応じていくために、そして、女性も男性も一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために、「名取市生涯学習振興計画」にもとづき生涯学習を充実する必要があります。

名取市では、各公民館や働く婦人の家などで、多様な内容の講座が開催されていますが、全体的に女性の積極的な参加が目立っており、参加層に偏りがみられることから、幅広い層の市民の参加、特に男性の参加を促す工夫が必要です。

Q.男女平等がどの程度実現されていると思うか



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

【施策の方向】

①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別にとらわれることなく、子どもをのびのびと育てる意識を育てるための家庭教育、子育て学習等の機会の充実に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------|------------------------------------|
| (1)学習機会の充実 | 保健センター 社会福祉事務所 生涯学習課 関係各課 |

②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

幼児教育・学校教育の全領域を通じて、男女共同参画の意義と理解を深めるため、教育内容・方法の改善充実に努めるとともに、すべての実践活動において男女共同参画を推進します。また、男女平等教育を推進していく上で不可欠な、教職員の男女共同参画についての理解促進を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------------|---------------|
| (1)人権尊重のための教育、男女平等教育の充実 | 社会福祉事務所・学校教育課 |
| (2)すべての活動における男女共同参画の推進 | 社会福祉事務所・学校教育課 |
| (3)男女混合名簿の導入 | 社会福祉事務所・学校教育課 |
| (4)幅広い視点に立った進路指導 | 学校教育課 |
| (5)教職員研修の実施 | 社会福祉事務所・学校教育課 |

③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

男女共同参画に関する社会教育を充実させていくとともに、各学習機会において幅広い層が参加できるような方策を検討していきます。そして、必要とする人に必要な情報が行き渡るよう、情報提供の改善充実に努めます。また、地域内で自主グループなどが主体となり、学習会等が開催されるよう支援を行います。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---|-------|
| (1)男女共同参画に関する社会教育の充実 | 生涯学習課 |
| (2)男女共同参画の視点に立ち、各種講座等の名称・方法・内容・開催条件等の改善 | 生涯学習課 |
| (3)生涯学習に関する情報提供の充実 | 生涯学習課 |
| (4)各種団体への支援 | 生涯学習課 |

基本目標2 男女が尊重し合える社会の実現

女性の尊厳を傷つけ人権を侵害する暴力は、被害女性に深刻な影響を与えるものであり、男女共同参画社会を形成していく上での大きな障壁です。このため、女性へのあらゆる暴力を許さない環境づくりを進めます。また、女性が生涯を通じて、自らの身体と性について自己決定する権利が保障されるよう、環境づくりを進めます。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|----------------|---------------------------|---|
| 男女が尊重し合える社会の実現 | 1. 女性に対する暴力の根絶 | ①女性に対する暴力を根絶するための環境づくり ②被害者への支援体制の整備 ③メディアにおける人権侵害の防止 |
| | 2. 女性の生涯にわたる健康保持のための環境づくり | ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透 ②心身の健康保持のための環境整備 |

基本課題1. 女性に対する暴力の根絶

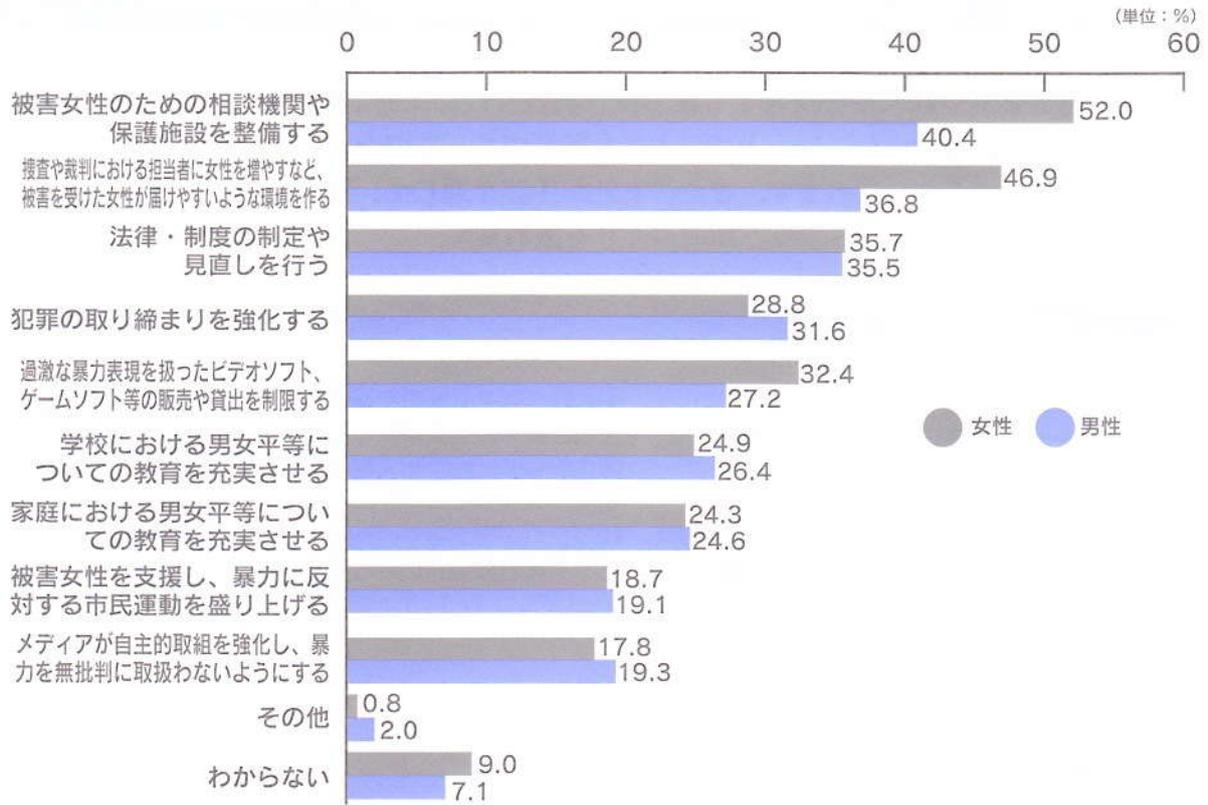
【現状と課題】

夫・パートナー等からの暴力（※ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、売買春、※セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の基本的な人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で大きな障壁となっています。これまで、女性に対する暴力は潜在しており、社会の理解も不十分でしたが、近年この問題に対する認識は高まりつつあります。

国では、「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」などを制定し、女性に対する暴力への対策を強化しています。

名取市においても、被害を受けた女性の立場を十分に考慮しつつ、暴力を潜在化させない、容認しない社会環境をつくっていく必要があります。また、増加傾向にある相談等に対応しきれていないのが現状であり、被害者への支援体制を整備していく必要があります。

Q.女性に対する暴力をなくすためにはどうしたらよいと思うか（複数回答）



出典：内閣府編『平成13年版男女共同参画白書』
 (資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に－」(平成12年))

Keyword 4

※ドメスティック・バイオレンス(20P)：夫や恋人などからの暴力。婚姻の有無を問わず親密な関係にある男女間の暴力を指す。殴る蹴るなどの身体的暴力、手紙の無断開封などの精神的暴力、セックスの強要や避妊への非協力などの性的暴力などがある。略称DV。

※セクシュアル・ハラスメント(20P)：性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などが含まれる。

【施策の方向】

①女性に対する暴力を根絶するための環境づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざして、暴力及び人権に関する広報・啓発活動を強化するとともに、積極的な学習機会の提供に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------|-----------|
| (1)広報、啓発活動の強化 | 市民課・生涯学習課 |
| (2)学習機会の提供 | 生涯学習課 |

②被害者への支援体制の整備

被害者に対する相談体制の整備に努めるとともに、関係機関・民間組織との連携をはじめ、被害者の保護や自立支援のための体制の整備に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1)相談体制の整備 | 市民課 保健センター 社会福祉事務所 生涯学習課 |
| (2)保護・自立支援体制の整備 | 市民課 社会福祉事務所 生涯学習課 |

③メディアにおける人権侵害の防止

メディアにおいて、女性の性的側面を強調する表現や女性の尊厳を傷つける表現により、性差別的な意識が助長されることのないよう、表現の見直しを図り、配慮に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------------------------|------|
| (1)男女共同参画の視点に立った広報等公的メディアにおける表現の見直し | 各課 |

基本課題2. 女性の生涯にわたる健康保持のための環境づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢など、それぞれの属性にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、自らの健康を主体的に確保でき、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となります。

特に、女性は、妊娠や出産という男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があるため、女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を保持することは必要不可欠です。

近年、若年層においては、性感染症や薬物乱用などの増加など、「自分の体は自分で守る」という意識が低下しているように見受けられます。県保健所が実施しているエイズ等の性感染症検査件数は増加しています。

女性も男性も、自分の性や健康に関する正確な知識を持ち、子どもの人数や出産の時期、避妊の方法などを自分の意思で自由に選択することを保障することをめざす考え方である、※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）という概念を広く浸透させることが必要です。

また、女性にとって心身に大きな変化のある思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じて、女性が自らの健康管理を行うことができる環境を整備していくことが必要です。

Keyword 5

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）：1994年の国際人口・開発会議において提唱され、今日個人、特に女性の人権の重要な一つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

【施策の方向】

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する問題について、男女がともに高い関心を持ち、正しい知識、情報を得、認識を深めるための広報・啓発活動や学習機会の充実に努めます。

また、児童・生徒が、発達段階に応じて性に関する科学的な知識などを身につけ、性に関する自己決定能力を育めるよう、学校教育における性教育（エイズ教育）の充実に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|--------------------------|--------|
| (1)広報、啓発活動の強化 | 保健センター |
| (2)学習機会の提供 | 保健センター |
| (3)学校教育における性教育（エイズ教育）の充実 | 学校教育課 |

②心身の健康保持のための環境整備

子育て環境の変化に対応し、国民運動計画「健やか親子21」のもと、妊娠・出産・育児に関わる母子保健サービスの一層の充実に努めます。また、高齢社会を元気に乗り越えるための中高年女性の健康づくり推進事業の充実に努めるとともに、性感染症や薬物乱用等、健康をおびやかす諸問題についての啓発を進めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------------|--------|
| (1)母子保健サービスの充実 | 保健センター |
| (2)生涯を通じた健康づくり推進事業の充実 | 保健センター |
| (3)健康をおびやかす諸問題についての啓発 | 保健センター |

基本目標3 政策・方針決定の場への女性の参画

男女共同参画社会においては、公的・私的を問わずあらゆる分野の活動の政策・方針を決定する際に男性、女性双方の意思を反映させることが根幹となりますが、実現には程遠い状況にあります。このため、政策・方針決定の場への女性の参画を進めます。また、女性が自らの能力を向上させ、社会においてゆるぎない地位を確立できるよう支援します。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|------------------|---------------------|--|
| 参画の場への女性の政策・方針決定 | 1. 政策・方針決定の場への女性の参画 | ① 審議会等への女性の登用促進 ② 企業や団体等における女性の登用促進 ③ 市における女性職員の登用促進 |
| | 2. 女性のエンパワーメントの促進 | ① 人材育成と情報の提供 ② 団体等の活動支援 ③ 男女共同参画推進の拠点となる機関の設置 |

基本課題1. 政策・方針決定の場への女性の参画

[現状と課題]

さまざまな分野で女性の活躍がみられるようになってきましたが、政策・方針決定の場への参画は、男性に比べるとまだまだ低い状況にあります。

名取市の法律及び条例により設置されている委員会・審議会等における女性の割合は、19.4%（平成13年3月31日現在）であり、男性に比べて極めて低い状況です。要領・要綱等により設置された協議会等における女性の割合は34.2%（平成13年3月31日現在）となっていますが、全体的に、福祉等の分野での参画が目立つなど、委員会・審議会等の分野により割合の差がみられます。

市議会においては、平成13年4月1日現在、議員数26名のうち、女性議員は3名です。

各種団体においても、主要な地位を占める女性の割合は極めて低いのが現状です。

市における課長以上の管理職では女性の割合が4.8%、係長職では35.5%（平成13年4月1日現在）となっています。教育現場においては、市の小学校と中学校合わせて16校の中で、女性の校長は1人（小学校）、教頭は3人（小学校）と、11.8%となっています。

このように、女性の政策・方針決定の場への参画状況は全体的に低水準にとどまっており、バランスのとれた社会を形成していくためには、あらゆる分野において今後一層女性の意思決定過程への参画を促進する必要があります。

【審議会等における女性委員の参画状況】

| 種 別 | 委員 定数 | 現委員数 | | | |
|-------------------------------|----------|------|-----|-----|-------|
| | | 合 計 | 男性 | 女性 | 女性の割合 |
| (1) 法律により設置されている委員会等の委員 | 45 | 45 | 42 | 3 | 6.7% |
| (2) 法律により設置されている審議会等の委員 | 83 | 82 | 79 | 3 | 3.7% |
| (3) その他法律、条例により設置されている審議会等の委員 | 424 | 383 | 290 | 93 | 24.3% |
| (1)～(3) の合計 | 552 | 510 | 411 | 99 | 19.4% |
| (4) 要綱、要領等により設置されている協議会等の委員 | 479 | 439 | 289 | 150 | 34.2% |

(平成13年3月31日現在)

Keyword ⑥

※ポジティブ・アクション：過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティー)に対し、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等の実現を目指す暫定的な措置。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」(第2条、第8条等)として法制化。



【施策の方向】

①審議会等への女性の登用促進

各種委員会・審議会等への女性の登用率を高めるとともに、各種専門知識を持つ女性の発掘と育成に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------|------|
| (1)審議会等への女性の積極的登用 | 各 課 |
| (2)女性委員の発掘と育成 | 各 課 |

②企業や団体等における女性の登用促進

企業、その他各種の民間組織においても、女性の積極的な登用が図られ、方針決定の場等への参画が促進されるよう、啓発活動を進めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------|------|
| (1)企業や団体等に対する啓発 | 各 課 |

③市における女性職員の登用促進

職員一人ひとりの能力を高め、それを最大限に生かせるよう、研修機会の充実と職域の拡大を図るとともに、バランスのとれた政策決定が可能となるよう、女性の管理職への積極的登用に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------|------|
| (1)研修機会の充実と職域の拡大 | 総務課 |
| (2)女性職員の管理職への登用促進 | 総務課 |

基本課題2. 女性のエンパワーメントの促進

【現状と課題】

※女性のエンパワーメントとは、女性が自分自身やその生活について自己決定する能力を身につけ、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための力をつけることを意味します。男女共同参画社会を実現するためには、女性のエンパワーメントが大前提であると言えます。個々の女性が連携しながら自らの意識と能力を高め、力を持った存在となれるような環境を整備していく必要があります。

名取市では、「翔け！女性のつどい」（平成12年度まで）、「翔け！名取の女と男^{ひとひと}」や「女性リーダー研修会」、各公民館主催女性セミナーなどを開催し、また、各種女性団体が活発な活動を行っていますが、幅広い層の参加を促進するとともに、団体間の連携をさらに強化していく必要があります。

Keyword

※女性のエンパワーメント：「力(パワー)をつけること」をいう。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力、多様な選択肢をもち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参画することを意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが連帯して力をつけていくという意味合いも含む。



【施策の方向】

①人材育成と情報の提供

さまざまな活動を展開している女性の人材情報を体系的に収集・整理し、提供するとともに、リーダーシップをとれる人材を育成する機会の充実に努めます。

また、女性のエンパワーメントにつながる学習機会の一層の拡充と情報提供に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------------------------|------------|
| (1)女性の人材を育成する機会の充実 | 関係各課 |
| (2)女性の人材情報の収集及び提供 | 生涯学習課 |
| (3)女性のエンパワーメントにつながる学習機会と情報提供の充実 | 生涯学習課・関係各課 |

②団体等の活動支援

各種女性団体間の連携と交流の強化を図るとともに、活動の場の提供など、活動支援に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------|------------|
| (1)各種団体のネットワークづくり | 生涯学習課 |
| (2)団体等の活動支援 | 生涯学習課・関係各課 |

③男女共同参画推進の拠点となる機関の設置

女性が抱える諸問題についての相談窓口や情報収集・提供・発信、交流拠点など、男女共同参画推進の拠点となる機能を備えた機関の設置を検討します。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------------------|-------|
| (1)男女共同参画推進の拠点となる機関の設置 | 生涯学習課 |

基本目標4 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活における役割のほとんどは女性が担っているのが現状です。特に男性の家庭生活への参画を促し、男女がともに家庭責任を担い、他の活動とのバランスのとれた生活を送ることができる生活環境づくりを進めるとともに、子育てや介護の負担を軽減し、社会的に支えるための条件整備を進めます。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|------------------------|------------------------|------------------------------|
| 女 家庭生活における男 共同参画の促進 | 1.男女がともに家庭責任を担える環境づくり | ①家庭生活への共同参画の促進 |
| | 2.子どもを安心して生み育てられる環境づくり | ①子育て環境の整備 ②子育て支援体制の整備 |
| | 3.介護を社会的に支える環境づくり | ①介護サービスの充実 ②介護サービス提供体制の整備 |

基本課題1.

男女がともに家庭責任を担える環境づくり

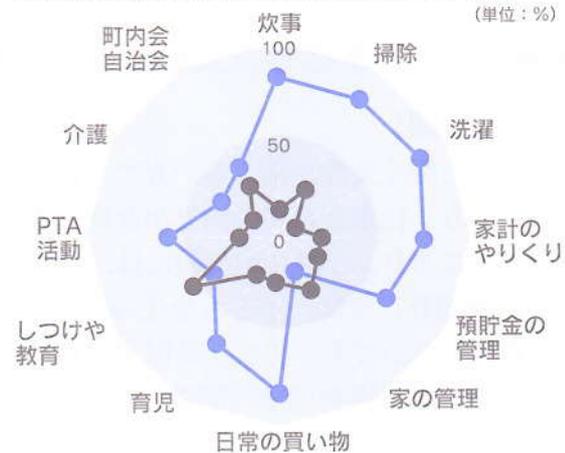
[現状と課題]

「意識調査」によると、家庭生活における役割分担について、日常的な家事は女性が全面的に担っていることがわかります。また、特に子どもに関することの役割分担については、夫婦が同程度に担うべきという理想と現状との差が大きくなっています。

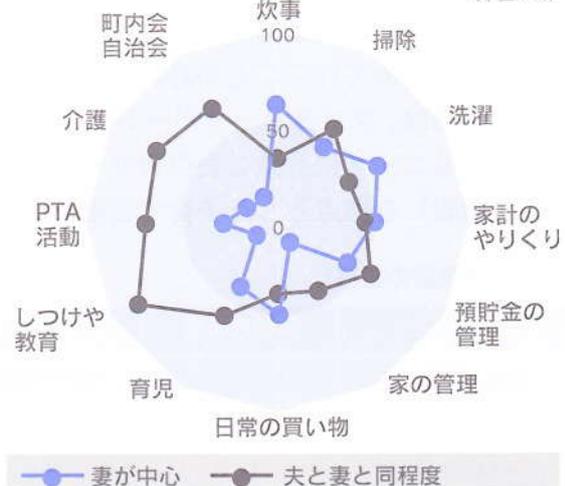
女性が家庭と就業など他の活動とを両立できるようにするために、またよりよい夫婦のパートナーシップのためにも、家庭生活において男女がお互いに責任と役割を担うことが必要です。そして、家庭生活における男女共同参画を進めるためには、基本的には男性の仕事中心の生活を見直し、女性に偏っている家事・育児・介護等に男性も携わることができるライフスタイルへの転換や意識改革が必要であり、これらを推進するための条件整備が求められています。

名取市では、各公民館や学校、保育所などで、各種講座・行事等が開催されていますが、特に男性の参加を促す工夫が一層求められています。

Q.実際に夫婦でどのように分担しているか (単位：%)



Q.夫婦でどのように分担するべきだと思うか (単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

【施策の方向】

①家庭生活への共同参画の促進

固定的役割分担意識を解消し、男性の家庭生活への参画を促進するよう、啓発活動の充実に努めます。

また、子育てに関して父親と母親の共同責任と協力の重要性を認識するような学習機会などの拡充や、男性の家庭生活への参画を容易にするような知識・技術等の習得を図る講座などの拡充を図るとともに、各学習機会において、幅広い層が参加できるような方策を検討していきます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------|----------------------------|
| (1)啓発活動の充実 | 保健センター 社会福祉事務所 生涯学習課 |
| (2)各種講座の拡充 | 生涯学習課・関係各課 |

基本課題2. 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

【現状と課題】

出産後も働く女性が増える一方で、育児にかかる役割は依然として女性が担っているのが現状であり、仕事と育児の両立が女性に過度の負担を強いています。また、近年の子育て環境の変化により、子育て中の親には、育児に対する不安や負担感が増大しています。

「意識調査」では、子どもを生み育てやすい環境づくりのために必要なこととして、「家事や育児についても、男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について社会全体の意識の改革をはかる啓発活動の活発化」とともに、「保育時間の延長や乳児保育の充実」が上位にあがっています。

子どもをもつ女性が能力と意欲を十分発揮して働き続けることができるようにするため、また、次代を担う子どもが健やかに育つことができるようにするためにも、男性の育児への参画とともに、育児に対する社会的支援の拡充を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていくことが必要です。

名取市では、ファミリーサポートセンターを開設し、2002年1月から事業を開始しました。多様化するニーズに合致した保育サービスの提供や、子育て支援センター（現在2か所の保育所に開設）を拠点とした子育て支援事業の充実が必要です。

【保育所児童数の推移】

| | 平成8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数（定員） | 431 (480) | 426 (480) | 473 (510) | 471 (510) | 483 (510) |
| 3歳以上 | 289 | 276 | 300 | 296 | 307 |
| 3歳未満 | 142 | 150 | 173 | 175 | 176 |

（資料：市民福祉部社会福祉事務所）

Q.子どもを生き育てやすい環境づくりのためにはどのようなことが必要だと思うか（複数回答）

(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

【施策の方向】

①子育て環境の整備

仕事と育児の両立を可能にする各種保育サービスの充実に努めるとともに、子育てに関する相談や情報提供の充実など、子育て支援事業の推進を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------|-------------------------------------|
| (1)保育サービスの充実 | 保健センター 社会福祉事務所 商工水産課 |
| (2)子育て支援事業の推進 | 保健センター 社会福祉事務所 商工水産課 学校教育課 |

②子育て支援体制の整備

子育て支援に関係するすべての部署や機関の連携を強化するとともに、子育て支援センターの機能の強化を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------|---------|
| (1)関係機関の連携強化 | 社会福祉事務所 |
| (2)子育て支援センターの機能強化 | 社会福祉事務所 |

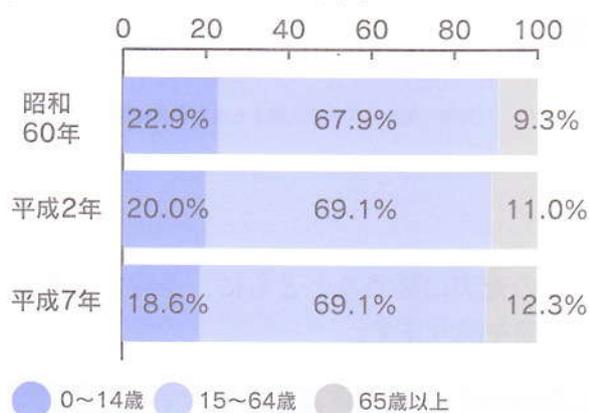
基本課題3. 介護を社会的に支える環境づくり

[現状と課題]

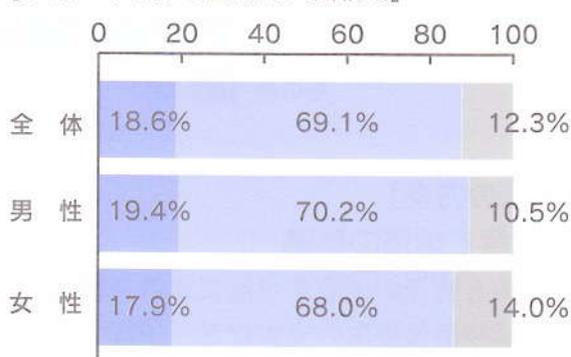
育児と同様、介護にかかる役割も女性が多くを担い、過度の負担を背負ってきました。

さらなる高齢化の進展により、要介護高齢者等の数の増加が予想され、介護負担は極めて大きなものになることが予測されます。こうした介護の負担が要介護者の家族、特に女性に集中しないよう、介護負担の軽減を図るため、また、介護を必要とする人が自らの意思にもとづいて自立した生活を送るためにも、介護を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護サービス基盤の整備を進めることが求められています。「名取市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」にもとづき、介護を社会的に支える環境づくりを進める必要があります。

[年齢3区分別人口構成の推移]



[平成7年年齢3区分別人口構成]



(資料：国勢調査、各年10月1日現在)

[高齢者のいる世帯の状況]

| 区分 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 |
|----------|-------|-------|-------|
| 高齢者のいる世帯 | 26.7% | 28.3% | 29.1% |
| 高齢者単身世帯 | 1.4% | 1.9% | 2.3% |
| 高齢者夫婦世帯 | 2.6% | 3.7% | 4.5% |

(資料：国勢調査、各年10月1日現在)

[老人人口、ねたきり老人、ひとり暮らし老人人口の推移]

| 区分 | 平成8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口に対する老人人口の割合 | 13.0% | 13.5% | 13.9% | 14.3% | 14.8% |
| 老人人口に対するねたきり老人人口の割合 | 2.3% | 2.0% | 1.7% | 1.6% | 1.6% |
| 老人人口に対するひとり暮らし老人人口の割合 | 5.4% | 5.6% | 5.6% | 5.8% | 5.9% |

(資料：平成13年なとりの福祉)

【施策の方向】

①介護サービスの充実

各種介護サービスの充実を図るとともに、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが安心して受けられる介護保険制度の整備や利用を促進するための啓発など、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------|-------|
| (1)介護サービスの充実 | 介護保険課 |
| (2)介護保険制度の円滑な運営 | 介護保険課 |

②介護サービス提供体制の整備

介護に関係するすべての部署や機関の連携を強化するとともに、介護を担う人材の育成と確保を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------|----------------|
| (1)関係機関の連携強化 | 介護保険課 |
| (2)介護を担う人材の育成 | 介護保険課 商工水産課 |



基本目標5 地域における男女共同参画の促進

地域社会活動においても男女共同参画が進んでいるとは言えない状況にあります。このため、地域社会活動のこれまでのあり方を見直し、男女がともに地域社会活動に積極的に参画できる環境づくりを進めます。また、高齢者等が安心・安全な生活を送れるよう地域社会全体での支援を進めるとともに、積極的に社会参画できる環境づくりを進めます。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|-----------------|--------------------------|---|
| 地域における男女共同参画の促進 | 1.男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり | ①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の推進 ②地域社会活動に関する情報提供 ③人材育成と地域社会活動への支援 |
| | 2.あらゆる人の社会参画の促進 | ①高齢者等に対する福祉の充実 ②高齢者等の社会参画の促進 |
| | 3.国際交流の推進 | ①国際交流活動の推進 ②国際的な女性問題の理解促進 |

基本課題1. 男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり

[現状と課題]

地域社会は、男性にとっても女性にとっても、大切な生活の場です。地域社会づくりにおいても、男性と女性との共同参画を進めていかなければなりません。

「意識調査」によると、社会活動への参加状況では、男女間・世代間で差がみられ、女性のほうが、また年齢が高いほうが、参加している人の割合が高くなっています。参加していない人の理由としては、特に男性で「仕事が忙しい」の割合が高くなっています。

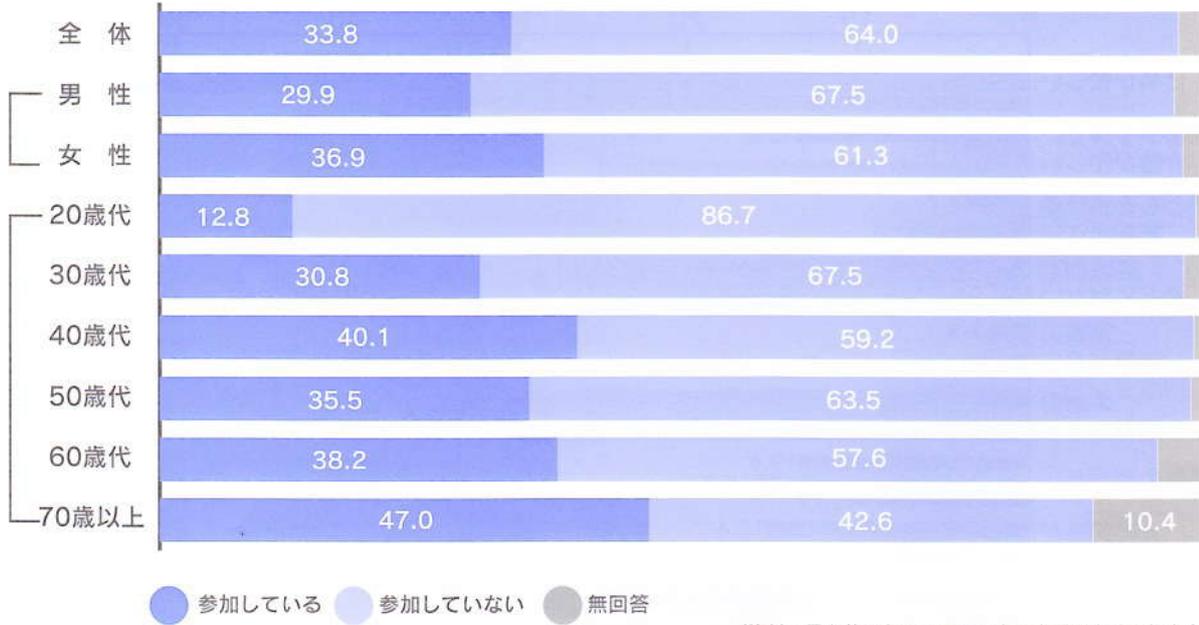
地域における男女共同参画を進めるためには、基本的には男性の仕事中心の生活を見直し、ライフスタイルへの転換や意識改革が必要であり、これらを推進する条件整備が求められています。

また、これまで、多くの地域社会活動では、女性が実際には多くの役割を担っているにもかかわらず、計画策定や方針決定等については、男性中心で行われてきたことは否定できません。これからは、女性も計画策定の段階から積極的に参加することが必要であり、一方で、特に消費者活動等の生活課題に関する地域社会活動については、男性の積極的な参加が求められます。

「意識調査」では、社会活動に参画していない理由として、「参加したいと思うものがない」「活動の情報がない」も上位にあがっており、活動に対してどのような参加ニーズがあるのか、必要な情報が行き届いているかを検討する必要があります。また、活動団体の中には参加者に偏りがみられるところがあり、幅広い層の参画が課題となっています。

Q.社会活動への参加状況

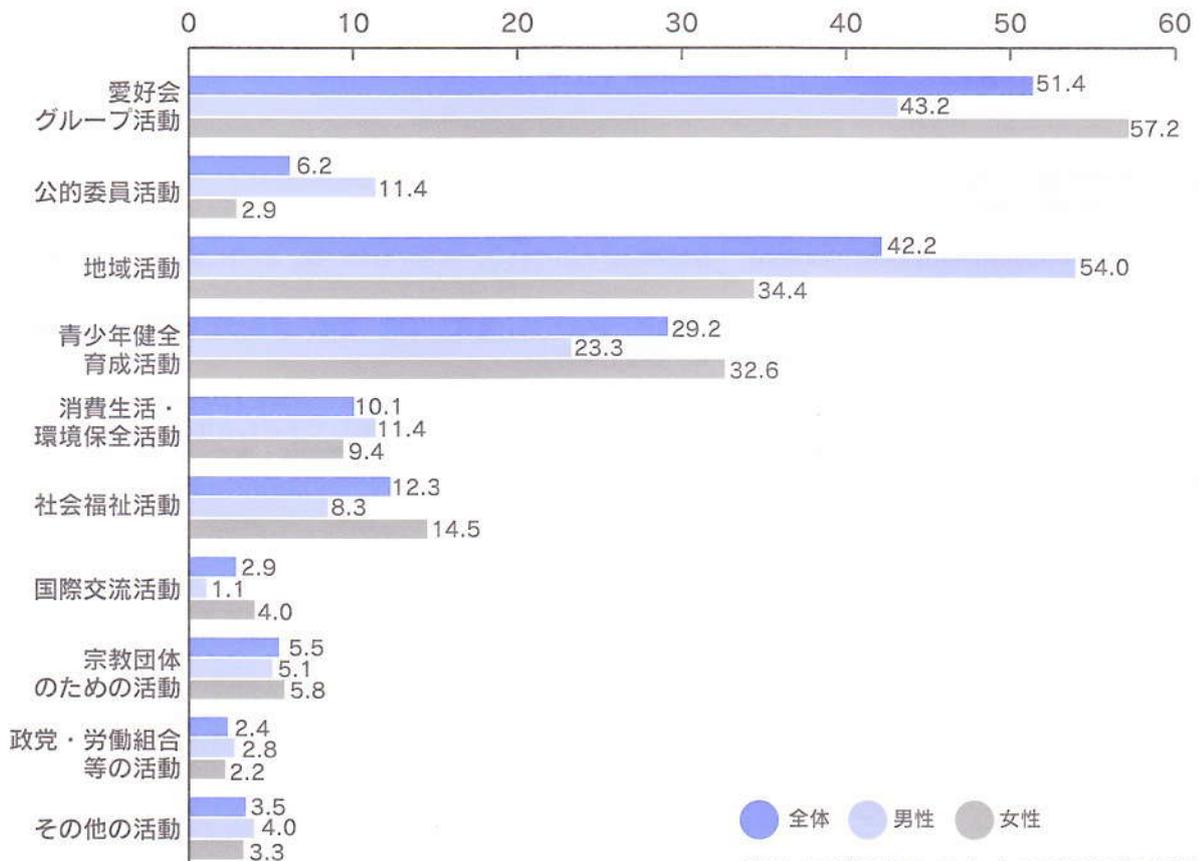
(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Q.参加している社会活動（複数回答）

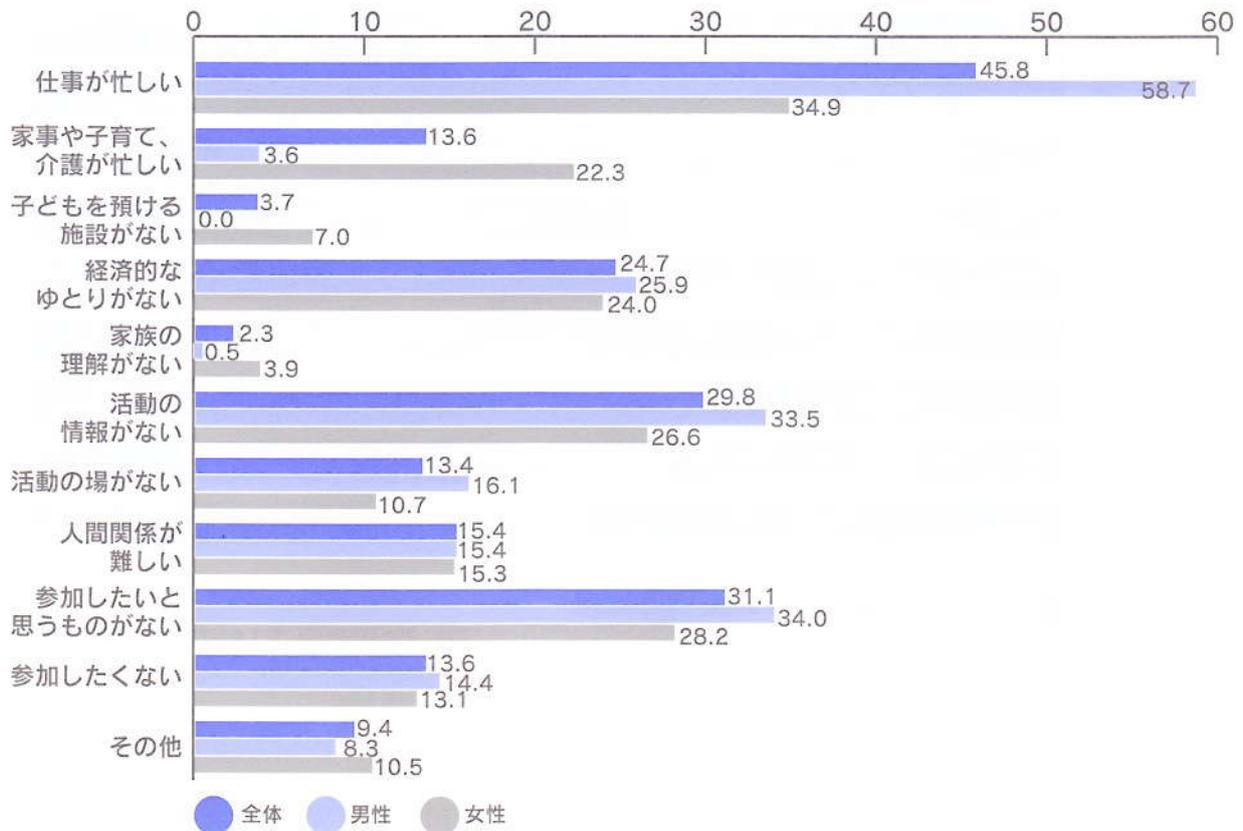
(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Q. 社会活動に参加していない理由

(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Keyword B

※NGO (Non Government Organization)：非政府組織と訳される。国連が名付け親。NPOに含まれ、海外協力や国際交流に携わる団体が多い。

※NPO (Non Profit Organization)：民間非営利組織と訳される。福祉、人権、環境、まちづくり、その他多様な分野で自主的、自発的に活動する営利を目的としない民間の組織。

※エンゼルプラン：1994（平成6）年12月に文部・厚生・労働・建設の4省合意により策定された子育て支援のための総合的な計画。1995（平成7）年度からの10年計画。少子化時代において、安心して子どもを産み育てることができるよう、福祉、保健医療、教育、労働、住宅等の面での条件整備などが盛り込まれている。地方自治体においても地域の特性に応じた地方版エンゼルプランを策定することが望まれている。

【施策の方向】

①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の推進

地域社会活動に幅広い層が参画できるような方策を検討し、参画機会拡大を図るとともに、参画を促進するよう、広報・啓発活動の強化に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------------------|-------|
| (1)男女がともに参画できる方策の検討と機会の拡大 | 生涯学習課 |
| (2)広報、啓発活動の強化 | 生涯学習課 |

②地域社会活動に関する情報提供

必要とする人に必要な情報が行き渡るよう、情報提供の改善充実を図るとともに、地域社会活動に対する参加ニーズの把握に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------|-------|
| (1)情報提供の充実 | 生涯学習課 |
| (2)ニーズの把握 | 生涯学習課 |

③人材育成と地域社会活動への支援

地域社会活動においてリーダーシップをとれる人材を育成する機会の充実に努めます。

また、各種団体間の連携と交流の強化を図るとともに、活動の場の提供など、活動支援に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------|------------|
| (1)地域社会活動を担う人材の育成 | 生涯学習課・関係各課 |
| (2)各種団体のネットワークづくり | 生涯学習課 |
| (3)地域社会活動への支援 | 生涯学習課・関係各課 |

基本課題2. あらゆる人の社会参画の促進

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していく上では、性別や年齢、障害の有無など、それぞれの属性や条件にかかわらず、すべての人が生き生きと、自立した自分らしい生活を営める生活環境の整備が基本となります。

「名取市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等にもとづく各種福祉・支援の充実や「障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」の推進をはじめ、地域にいるすべての人々が支え合いながら安心・安全な生活を送ることができ、意欲や能力に応じて社会に参画できる環境づくり、ハード面・ソフト面を含めた社会基盤の整備が求められています。

【施策の方向】

①高齢者等に対する福祉の充実

高齢者福祉、障害者福祉等、各種福祉や支援の充実に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------|---------|
| (1)各種福祉や支援の充実 | 社会福祉事務所 |

②高齢者等の社会参画の促進

高齢者、障害者等の社会における活動機会の拡充や活動支援に努めるとともに、社会参画に関する情報が必要としている人に行き渡るよう、情報提供の充実に努めます。また、シルバー人材センターの充実に図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------------|---------|
| (1)活動機会の拡充及び活動支援 | 社会福祉事務所 |
| (2)シルバー人材センターの充実 | 社会福祉事務所 |
| (3)情報提供の充実 | 社会福祉事務所 |

【シルバー人材センター登録者数・就業率の推移】

| 年 度 | 会員数 (人) | | 就業率 (%) | |
|--------|---------|----|---------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 平成8年度 | 211 | 89 | 80.6 | 84.3 |
| 平成9年度 | 213 | 78 | 85.0 | 82.1 |
| 平成10年度 | 236 | 78 | 83.1 | 84.6 |
| 平成11年度 | 271 | 80 | 80.4 | 85.0 |
| 平成12年度 | 304 | 80 | 82.6 | 92.5 |

(資料：社団法人シルバー人材センター)

基本課題3. 国際交流の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会への取り組みは、人権尊重という世界的な協調のもとに展開しています。このため名取市民も国際社会の一員として、平等・開発・平和への貢献や世界の女性の地位向上に貢献する活動に積極的に参画することが期待されます。

名取市では、姉妹都市交流事業、中学生海外派遣事業、国際交流関係者のつどいなどを行っています。

地球的視野に立った国際交流・理解・協力活動への参画のさらなる拡大を図るとともに、交流・相互理解活動を進め、多様な文化や価値観を認め、グローバルな視点で行動できる市民の育成を図ることが必要です。

【施策の方向】

①国際交流活動の推進

国際交流機会や学習機会の拡充に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|------------------|----------|
| (1)交流機会及び学習機会の拡充 | 総務課・関係各課 |

②国際的な女性問題の理解促進

国際的な女性問題に関する学習機会や、情報の提供に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|---------------|-------|
| (1)学習機会や情報の提供 | 生涯学習課 |

基本目標6 就業における男女共同参画の促進

就労における実質的な男女平等は、男女が同等な機会と条件が与えられて初めて実現するものですが、格差は依然として残っています。このため、労働条件の整備を進めるとともに、女性の職業能力の開発や多様な働き方への支援を進めます。また、男女がともに仕事と家庭や地域における活動とをバランスよく担えるような働きやすい環境づくりを進めます。

| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 |
|-----------------|--------------------|-----------------------------------|
| 就業における男女共同参画の促進 | 1.男女がともに働きやすい環境づくり | ①女性の就労条件整備 ②仕事と家庭生活等の両立支援 |
| | 2.多様な労働形態の条件整備 | ①多様な労働形態の条件整備 ②就業や再就職、起業に対する支援 |

基本課題1. 男女がともに働きやすい環境づくり

【現状と課題】

国では労働関係の法律を改正し、雇用・労働に関する性別による不当な差別を禁止しましたが、待遇等には依然として男性との格差がみられ、実質的に性別による差別があることは否定できません。

「意識調査」では、女性が仕事をする状況について、働きにくいとしている人が6割を超えており、その原因としては、5割以上が「働く場が限定されている」と答えているほか、「労働条件が整っていない」「昇進、給与等に男女の格差がある」「育児条件が整っていない」が上位にあがっています。

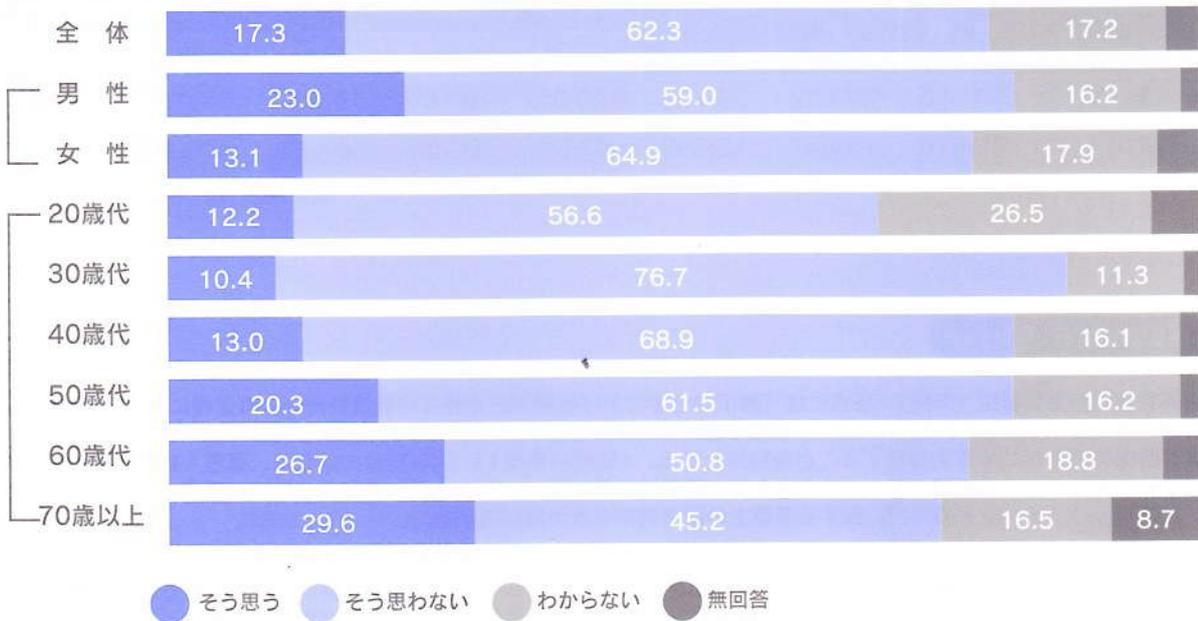
女性の能力や適正に対する固定観念を取り除き、女性の労働力を正当に評価し、かつ能力発揮のための条件を整備する必要があり、男女の均等取り扱いと女性の職域拡大を一層推進していくことが求められています。

一方で、特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められており、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる職場環境、労働条件を整備していくことが必要です。

また、農業や自営業等においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働条件評価や経営参画がされないなど、伝統的な就労形態や慣習から脱しきれない現状も見受けられます。女性の労働を適正に評価し、女性が自らの意思によって経営やこれらに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進する必要があります。

Q.現在の女性は働きやすい状況にあると思うか

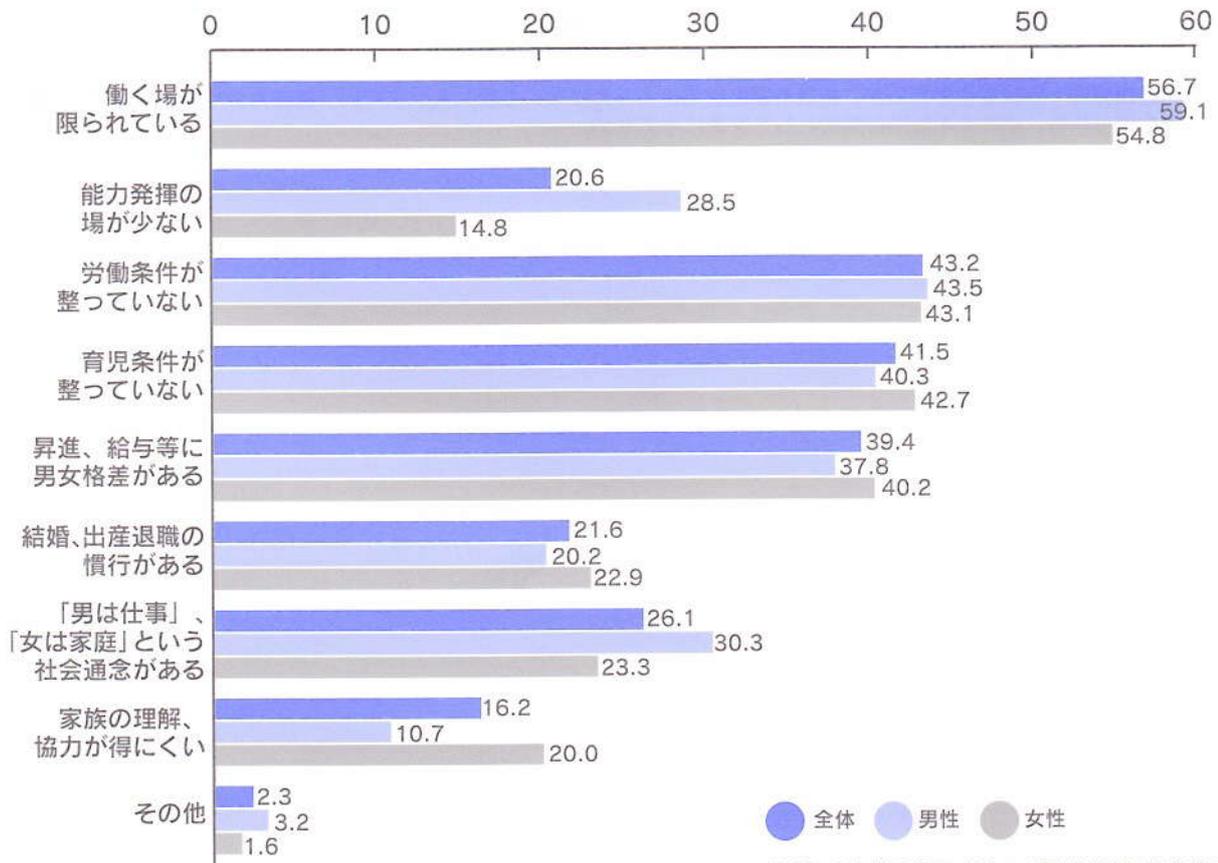
(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

Q.現在の女性が働きにくい状況にあると思う理由（複数回答）

(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

[平成7年労働力人口（15歳以上）]

| | 総数 | 男 | 女 | 構成比 | | | 男女別割合 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | | | 総数 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 総数 | 50,435 | 24,662 | 25,773 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 48.9% | 51.1% |
| 労働力人口 | 32,510 | 19,841 | 12,669 | 64.5% | 80.5% | 49.2% | 61.0% | 39.0% |

(資料：国勢調査、平成7年10月1日現在)

Keyword 9

※男女雇用機会均等法（P44）：正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。1999（平成11）年4月の改正では、募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に対する国の援助、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の配慮義務などが盛り込まれた。

※育児・介護休業制度（P44）：育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）にもとづく制度。法は労働者が申し出を行うことによって育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている。2001（平成13）年11月に改正法が成立、育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止や育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げなどが盛り込まれた。

※労働基準法：1999（平成11）年4月の改正では、時間外労働、休日労働、深夜業に関する女子保護規定の撤廃などが盛り込まれた。

※食料・農業・農村基本法：1999（平成11）年制定。第26条において「女性の参画の促進」が明記され、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画していくことができるよう環境の整備を進めるという基本方向が示された。

※家族経営協定：農業を営む家族が、経営や家庭生活のルールについて話し合いを行い、経営方針や労働報酬、就業条件などを取り決め、それを家族間の契約として文書にするもの。

【施策の方向】

①女性の就労条件整備

企業等に対して※男女雇用機会均等法の周知徹底を図るとともに、その他の関連法制度の周知徹底や労働管理の改善など、女性の就労条件の整備に関して、広報・啓発活動に努めます。

農業や自営業に従事する女性の労働条件、作業環境の改善、地位の向上等のための啓発活動の推進、必要な知識・技術を習得するための研修機会の拡充等に努めます。

また、働く女性が差別されることなくその能力と意欲を活かせるよう、労働や就業に関する情報提供の充実を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-------------------------|-----------|
| (1)男女雇用機会均等法の周知徹底 | 商工水産課 |
| (2)企業等に対する広報、啓発活動の強化 | 商工水産課 |
| (3)農林水産業・自営業などに従事する女性支援 | 農政課・商工水産課 |
| (4)情報提供の充実 | 農政課・商工水産課 |

②仕事と家庭生活等の両立支援

※育児・介護休業制度がより活用しやすいものとなるよう、制度の周知と導入促進を図るとともに、労働者自身の権利意識を啓発します。また、労働時間の短縮等、男性も女性も仕事と他の活動との両立を可能にする労働環境の整備に関して、企業等に対する広報・啓発活動に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------------|-------|
| (1)育児・介護休業制度の定着及び利用促進 | 商工水産課 |
| (2)企業等に対する広報、啓発活動の強化 | 商工水産課 |

基本課題2. 多様な労働形態の条件整備

[現状と課題]

特に女性の就業については、その労働形態や内容は様々です。正社員、臨時社員、パートタイム労働、派遣労働、従来の家内労働に加えて※SOHO（在宅労働）など、雇用形態や働き方は、今後ますます流動化、多様化することが予想されます。女性が自ら起業する形も生まれています。

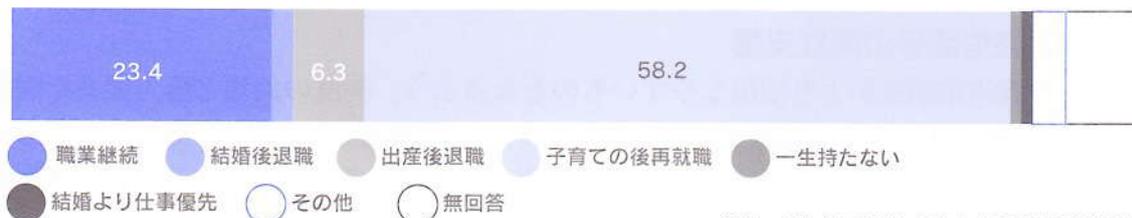
これらの労働形態に対応した労働環境や条件を整備するとともに、職業能力の開発を支援していくことが求められています。

名取市では、働く婦人の家でパソコン技術講習会やヘルパー2級講習会が開催されていますが、それらをいかに継続、拡充していくかが課題となっています。

「意識調査」では、女性の就業の望ましい形について、「結婚や子育てなどで一時的にやめるが、子育ての時期が過ぎたら再び職業を持つ」と答えた女性が6割近くにのぼりますが、そのような育児・介護等の理由で退職した女性の再雇用機会の拡充を図ることも必要です。

Q.女性が望ましいと思う女性の就業のあり方

(単位：%)



(資料：男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書)

[平成7年産業・従業上の地位別人口 (15歳以上)]

| | 総数 | 男 | 女 | 構成比 | | | 男女別割合 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | | | 総数 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 総数 | 31,210 | 18,997 | 12,213 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 60.9% | 39.1% |
| 雇用者 | 26,125 | 16,184 | 9,941 | 83.7% | 85.2% | 81.4% | 61.9% | 38.1% |
| 自営業主 | 3,074 | 2,448 | 626 | 9.8% | 12.9% | 5.1% | 79.6% | 20.4% |
| 家族従業者 | 2,011 | 365 | 1,646 | 6.4% | 1.9% | 13.5% | 18.2% | 81.8% |

(資料：国勢調査、平成7年10月1日現在)

Keyword 10

※SOHO (Small office home office)：自宅や小規模な事務所を拠点に、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用して仕事をする在宅勤務型の就労形態をいう。

※パートタイム労働法：正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の雇用条件の改善を目的として1993（平成5）年に制定され、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生充実、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置などが規定されている。

【施策の方向】

①多様な労働形態の条件整備

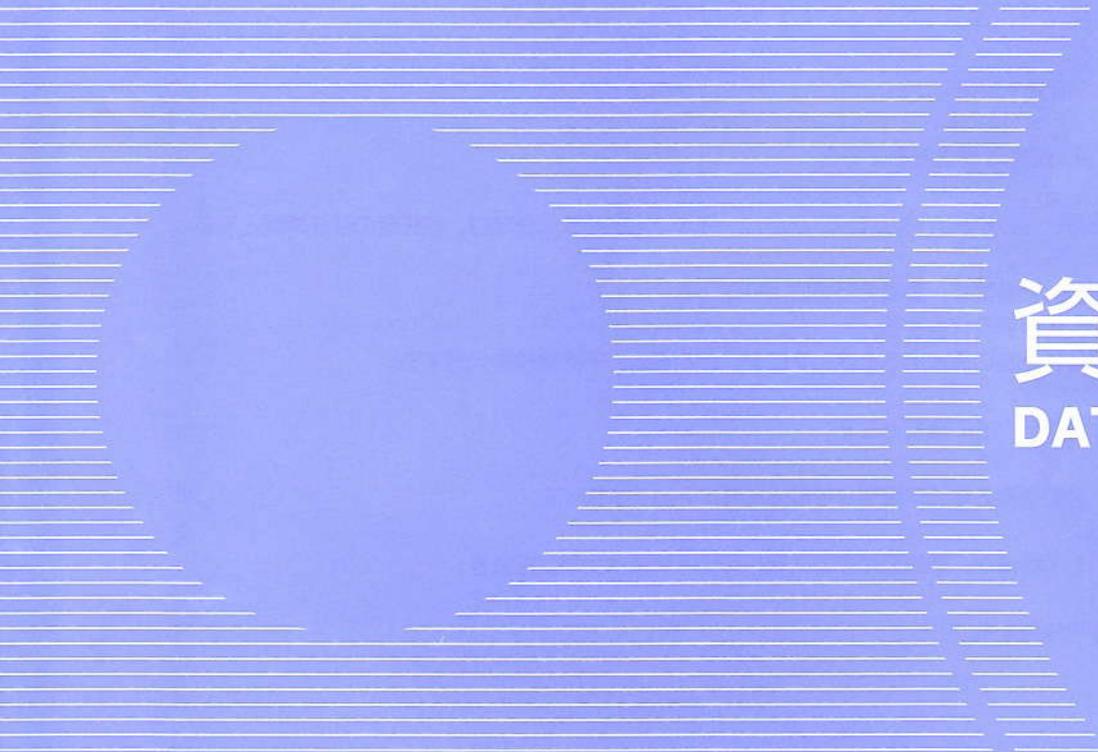
事業主に対し多様な就労形態についての啓発活動に努め、パートタイム労働者などの適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を図ります。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|-----------------------|-------|
| (1)パートタイム労働者などの労働条件向上 | 商工水産課 |

②就業や再就職、起業に対する支援

女性の職業能力開発に向けて、時代のニーズに応える技術向上、学習機会・職業訓練機会の拡充に努めるとともに、能力向上に関する情報提供の充実を図ります。また、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めます。

| 具体的な施策 | 主な所管 |
|----------------------|-------|
| (1)能力開発、職業訓練機会の拡充 | 商工水産課 |
| (2)情報提供の充実 | 商工水産課 |
| (3)企業等に対する広報、啓発活動の強化 | 商工水産課 |



資料編
DATA BOOK

1 名取市女性生き生きプラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会を目指すため、女性施策について検討する名取市女性生き生きプラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、設置の趣旨に基づき、次の事項について調査検討する。

- (1) 男女共同参画社会を築くための課題に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現のための女性行動計画に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、委員13名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募に応募した市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 社会教育関係団体の推薦する者
- (4) 市の職員
- (5) その他女性問題に深い理解と熱意を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、教育委員会生涯学習課女性青少年室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 名取市女性生き生きプラン策定懇談会委員名簿

(12名)

| 区分 | 委員名 | 所属 |
|-----|-------|-------------------|
| 会長 | 山口正彦 | 学識経験者 |
| 副会長 | 熊谷て津子 | 学識経験者 |
| 委員 | 加茂恵子 | 公募委員 |
| 委員 | 吉田芳子 | 公募委員 |
| 委員 | 海上卓也 | 連合宮城仙台地域協議会名取地区会議 |
| 委員 | 加藤良作 | 元農協青年部 |
| 委員 | 上村利枝 | 女性の翼参加団員 |
| 委員 | 小林和子 | 名取市地域婦人団体連絡協議会 |
| 委員 | 吉川美和子 | PTA関係者 |
| 委員 | 千葉和男 | 市職員 |
| 委員 | 瀬野尾幸子 | 市職員 |
| 委員 | 日下恵津子 | 市職員 |

歴代会長

| | | |
|-------|-----------------|------------------|
| 出村和子 | 尚絅女学院短期大学教授（当時） | 平成9年11月～平成11年10月 |
| 益村眞知子 | 東北学院大学助教授（当時） | 平成11年11月～平成12年3月 |
| 山口正彦 | 名取市文化会館事務局長 | 平成12年4月～現在 |



3 名取市男女共同参画計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における女性行政の総合的指針となる男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり調査及び検討するため、名取市男女共同参画計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項。

(組織等)

第3条 検討委員会の委員は、別表第1に定める職にある者をもって組織する。

2 委員の任期は、計画の策定終了までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を聴くことができる。

(検討部会の設置等)

第6条 検討委員会に計画策定に係る具体的かつ専門的事項の調査研究を行うため、検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

- 2 部会は、19人以内の部員で組織し、教育委員会が別に指名する者をもって充てる。
- 3 部会長及び副部会長は、部員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| |
|--|
| 総務課長、企画課長、市民課長、クリーン対策課長、保健センター所長、介護保険課長、社会福祉事務所長、農政課長、商工水産課長、都市計画課長、庶務課長、学校教育課長、スポーツ振興課長、総務警防課長、予防課長 |
|--|

4 宮城県男女共同参画推進条例

平成13年7月5日公布
宮城県条例第33号

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県（以下「県」という。）、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けけないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主体的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。）の根絶を旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。
- 3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。
- 4 県は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進のための基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、宮城県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女の均等な登用の推進等)

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

- 2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

(男女の共生教育の推進)

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはくむよう努める。

(農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。）を行ってはならない。

- 4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進体制

(拠点施設の整備)

第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(民間非営利活動団体との連携及び協働)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体（宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。）との連携及び協働を図る。

2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

(1) 県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

(2) 前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

第6章 宮城県男女共同参画審議会

(宮城県男女共同参画審議会)

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を防げない。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第21条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第22条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年8月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県男女共同参画審議会の委員及び専門委員

出席1回につき 11,700円

8級

5 女性行政のあゆみ

| 年 | 世界 | 国 | 県 | 市 |
|-----------------|---|--|---|---|
| 1975年 (昭50年) | <ul style="list-style-type: none"> ■国際婦人年 ■「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ■「国連婦人の十年」を宣言 | <ul style="list-style-type: none"> ■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議設置 ■婦人問題担当室設置 | | |
| 1976年 (昭51年) | <ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の十年」スタート（～1985） | <ul style="list-style-type: none"> ■民法一部改正（婚姻後の姓の自由選択） | <ul style="list-style-type: none"> ■婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置 | |
| 1977年 (昭52年) | | <ul style="list-style-type: none"> ■国内行動計画策定 | | |
| 1979年 (昭54年) | <ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」採択 | | | |
| 1980年 (昭55年) | <ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン） | <ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」に署名 | <ul style="list-style-type: none"> ■婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置 | |
| 1981年 (昭56年) | <ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」発効 | <ul style="list-style-type: none"> ■国内行動計画後期重点目標策定 | <ul style="list-style-type: none"> ■生活福祉部婦人青少年課設置 ■婦人問題懇談会を設置 | |
| 1984年 (昭59年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ■みやぎ婦人施策の方向-21世紀への助走-を策定 | |
| 1985年 (昭60年) | <ul style="list-style-type: none"> ■「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ） ■「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」を批准 ■男女雇用機会均等法公布 | <ul style="list-style-type: none"> ■北海道・東北・関東地区婦人問題推進地域会議を開催 | |
| 1986年 (昭61年) | | <ul style="list-style-type: none"> ■男女雇用機会均等法施行及び改正労働基準法施行 | | |
| 1987年 (昭62年) | | <ul style="list-style-type: none"> ■西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 | | |
| 1989年 (平元年) | | <ul style="list-style-type: none"> ■「新学習指導要領」告示（中・高での家庭科男女共修） | | |

| 年 | 世界 | 国 | 県 | 市 |
|-----------------|--|---|--|--|
| 1990年 (平2年) | ■「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | ■みやぎ婦人施策推進基本計画-男女共同参加型社会の形成をめざして-策定 | |
| 1991年 (平3年) | | ■西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)を策定 ■育児休業法公布 | | |
| 1992年 (平4年) | | ■育児休業法施行 ■婦人問題担当大臣創設 | ■生活福祉部女性政策課設置 ■女性問題懇談会設置 | |
| 1993年 (平5年) | ■世界人権会議開催(ウィーン) | ■パートタイム労働法施行 | ■環境生活部女性政策課に組織改正 | |
| 1994年 (平6年) | | ■男女共同参画推進本部発足 ■男女共同参画室設置 | | |
| 1995年 (平7年) | ■「第4回世界女性会議」開催(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 | ■育児休業法改正(介護休業制度の法制化) | | |
| 1996年 (平8年) | | ■「男女共同参画ビジョン」答申 ■「男女共同参画2000年プラン」策定 | ■男女共同参画に関する県民意識調査 ■男女共同参画推進委員会設置 | |
| 1997年 (平9年) | | ■男女雇用機会均等法改正公布 ■男女共同参画審議会設置法公布・施行 | | ■青少年室を女性青少年室に名称変更し担当設置 ■名取市女性生き生きプラン策定懇談会設置 |
| 1998年 (平10年) | | | ■みやぎ男女共同参画推進プラン策定 | |
| 1999年 (平11年) | | ■男女雇用機会均等法及び労働基準法改正施行 ■「男女共同参画社会基本法」公布・施行 | ■環境生活部女性青少年課に組織改正 ■「みやぎの女性史」発行 | ■男女共同参画に関する市民意識調査 |
| 2000年 (平12年) | ■国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) | ■「男女共同参画基本計画」閣議決定 ■男女共同参画週間を設置(13年度より実施) | | ■名取市男女共同参画計画策定検討委員会設置 |
| 2001年 (平13年) | | ■中央省庁等改革 ■「男女共同参画会議」設置 ■男女共同参画局設置 ■DV防止法施行 | ■環境生活部男女共同参画推進課に組織改正 ■宮城県男女共同参画推進条例制定 | ■名取市女性生き生きプラン策定懇談会から提言書提出 |
| 2002年 (平14年) | | | | ■名取市男女共同参画計画・Hand in Hand 21策定 |

6 男女共同参画に関する用語

あ行

●**育児・介護休業法(P44)**：正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」にもとづく制度。法は労働者が申し出を行うことによって育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている。2001（平成13）年11月に改正法が成立、育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止や育児又は家族介護を行う労働者の時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢の引上げなどが盛り込まれた。

●**イコール・パートナーシップ**：男女が性別にかかわらず互いの人権を尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、お互いが支え合い、権利も責任も分かち合える関係。

●**NGO (Non Government Organization)**：非政府組織と訳される。国連が名付け親。NPOに含まれ、海外協力や国際交流に携わる団体が多い。

●**NPO (Non Profit Organization)**：民間非営利組織と訳される。福祉、人権、環境、まちづくり、その他多様な分野で自主的、自発的に活動する営利を目的としない民間の組織。

●**エンゼルプラン**：1994（平成6）年12月に文部・厚生・労働・建設の4省合意により策定された子育て支援のための総合的な計画。1995（平成7）年度からの10年計画。少子化時代において、安心して子どもを産み育てることができるよう、福祉、保健医療、教育、労働、住宅等の面での条件整備などが盛り込まれている。地方自治体においても地域の特性に応じた地方版エンゼルプランを策定することが望まれている。

か行

●**家族経営協定**：農業を営む家族が、経営や家庭生活のルールについて話し合いを行い、経営方針や労働報酬、就業条件などを取り決め、それを家族間の契約として文書にするもの。

さ行

●**ジェンダー(P14)**：男らしさ、女らしさのように社会的・文化的・歴史的に形成された性別のこと。生物学的な性別（Sex）と区別して用いられる。

●**食料・農業・農村基本法**：1999（平成11）年制定。第26条において「女性の参画の促進」が明記され、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活

動に参画していくことができるよう環境の整備を進めるという基本方向が示された。

●**女性2000年会議(P5)**：21世紀に向けての男女平等・開発・平和（Women2000：gender equality, development and peace for the twenty-first century）が、6月5日から9日までニューヨークの国連本部で開かれた。この会議はこれまで開催された4回の女性会議とは位置づけが異なり、国連特別総会として行われた。そのためNGOフォーラムは開催されず、代わりにNGOオルタナティブ・レポートを作成して、NGOの意見を2000年会議に反映させた。

●**女性のエンパワーメント(P28)**：「力(パワー)をつけること」をいう。女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力、多様な選択肢をもち、社会的・経済的・政治的な意思決定過程に参画することを意味する。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが連帯して力をつけていくという意味合いも含む。

●**セクシュアル・ハラスメント(P20)**：性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などが含まれる。

●**SOHO (Small office home office) (P45)**：自宅や小規模な事務所を拠点に、情報通信ネットワークや情報通信機器を活用して仕事をする在宅勤務型の就労形態をいう。

た行

●**第4回世界女性会議(P5)**：1995年9月に北京で開催された世界女性会議。これまでの女性会議の3つのテーマ、平等・開発・平和のスローガンに「アクション・フォー」という言葉が加わり、結果の平等をめざすための行動をどう起こすかが焦点となった。キーワードは女性のエンパワーメントと男女のパートナーシップ。「女性に対する暴力」は過去3回の女性会議になかったもので、北京会議で大きく取り上げられた。

●**男女共同参画社会(P4)**：女性も男性も、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にとらわれることなくあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる社会。

●**男女共同参画社会基本法(P5)**：男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調を定め、国や地方公共団体、

国民のそれぞれの責務を明らかにしている。

●**男女雇用機会均等法(P44)**：正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。1999（平成11）年4月の改正では、募集・採用、配置・昇進について女性に対する差別を禁止するとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に対する国の援助、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業主の配慮義務などが盛り込まれた。

●**ドメスティック・バイオレンス(P20)**：夫や恋人などからの暴力。婚姻の有無を問わず親密な関係にある男女間の暴力を指す。殴る蹴るなどの身体的暴力、手紙の無断開封などの精神的暴力、セックスの強要や避妊への非協力などの性的暴力などがある。略称DV。

は行

●**パートタイム労働法**：正式には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の雇用条件の改善を目的として1993（平成5）年に制定され、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施、その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置などが規定されている。

●**ポジティブ・アクション**：過去における社会的構造的な差別によって現在不利益を被っている集団(女性や人種的マイノリティー)に対し、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等の実現を目指す暫定的な措置。男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」(第2条、第8条等)として法制化。

ら行

●**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）(P23)**：1994年の国際人口・開発会議において提唱され、今日個人、特に女性の重要な人権の一つとして認識されるにいたっている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが望まれて健康に生まれ育つこと等が含まれている。

●**労働基準法**：1999（平成11）年4月の改正では、時間外労働、休日労働、深夜業に関する女子保護規定の撤廃などが盛り込まれた。

名取市男女共同参画計画 Hand in Hand21

発行日／平成14年3月

発行／名取市教育委員会

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田80番地

TEL 022-384-2111 (代表)

FAX 022-384-9690

事務局／名取市教育委員会 生涯学習課



古紙配合率100%再生紙を使用しています